

令和 6 年度の主な変更点について

制度改正等されたもののうち、お問い合わせの多い点・特に周知が必要な点について、お知らせします。

1 令和 6 年度制度改正等について

(1) 処遇改善加算等の一本化 資料 1 - 2

従来の介護処遇改善加算等 3 種の加算が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。なお、激変緩和措置となっていた新加算Ⅴは、令和 6 年度末で終了します。

(2) 介護予防支援事業所の指定申請について

市から指定を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援事業の指定を受けて介護予防支援を実施できることとなりました。

【留意事項】

要支援者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回新たに指定事業所として行うことができるのは、「介護予防支援のみ」です。

利用者との契約や市への届出は、分けて行う必要があります。

なお、介護予防支援の指定を受けなくても、引き続き地域包括支援センターから委託を受ければ、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントを実施可能です。

(3) 運動器機能向上サービスについて【従来型通所サービス】

従来型通所サービスの運動器機能向上加算が廃止され、運動器機能向上サービスの実施に係る費用が基本報酬へ包括化されました。

運動器機能向上サービス（利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に役立てると認められるものをいう。）は、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を 1 名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこととされています。

本市においては、従前の運動器機能向上加算で求められていた計画書の作成は求めませんが、通所介護計画書と同様に、運動器機能向上サービスに係る個別の訓練内容、所要時間、日程等の記載は必要とします。その提供状況は、通常のモニタリングに合わせて担当ケアマネに報告してください。

2 運営推進会議について

令和 5 年 5 月 1 日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」に基づき、運営推進会議についての書面開催は原則認められない等の柔軟な取り扱いは終了してお

りますのでご承知おきください。

なお、市及び地域包括支援センターへの出席依頼は、会議開催の概ね1か月前までに連絡してください。

3 新型コロナウイルス感染症の報告について

市内の入所・入居系施設及び通所・短期入所系事業所において一定数以上の利用者、職員に新型コロナウイルス感染症の感染が発生した場合の県への報告は不要となりました。引き続き市及び保健所には、下記のア、イ又はウの場合に報告してください。

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

4 重要事項説明書等に記載する苦情に関する市の相談窓口について

重要事項説明書等に記載する苦情に関する市の相談窓口が指定・指導グループより下記に変更しておりますので、ご確認の上、適宜修正をお願いします。

尾張旭市 長寿課 庶務係
0561-76-8138（直通）
0561-53-2111（代表）

5 経過措置について

経過措置が終了するもので実施していない事項がある場合は、早急に対応してください。

(1) 令和7年4月1日から義務

項目	対象	概要
重要事項の掲示	全サービス	重要事項等の情報について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上）に掲載しなければならない。

(2) 令和7年3月31日まで努力義務

令和7年4月1日から義務

項目	対象	概要
身体拘束等の適正化	多機能型サービス	下記の身体的拘束等の適正化のための措置を実施すること。 ・委員会の設置（3月に1回） ・指針の整備 ・研修の実施（年2回以上） ※令和7年4月1日以降、減算あり。

(3) 令和9年3月31日まで努力義務

令和9年4月1日から義務

項目	対象	概要
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	入所系サービス、多機能型サービス	介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（いわゆる「生産性向上委員会」）の設置を義務付ける。
協力医療機関との連携体制の構築	地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	以下の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。 ① 入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

【参考】令和6年4月1日から義務

減算規定の経過措置が令和7年3月31日までのもの

項目	対象	概要
業務継続計画の策定等	居宅介護支援、介護予防支援	・感染症や非常災害の発生時のための業務継続計画を作成すること。 ・研修の実施（年1回以上） ・訓練の実施（年1回以上） ・計画の定期的な見直し ※令和7年4月1日以降、減算あり。

※ その他のサービスは、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合のみ業務継続計画の策定等に係る経過措置の適用。